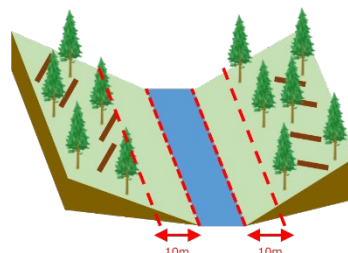


# 混交林誘導整備事業標準仕様書

1. 伐倒にあたっては、次の各号を遵守することとする。
  - (1) チェーンソー作業について、労働安全衛生法第59条第3項並びに労働安全衛生規則第36条第1項第8号に基づく「伐木等業務（チェーンソー）特別教育」を受講した者のみに従事させ、未受講者に従事させてはならない。
  - (2) 奈良県が策定する「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」（令和4年4月）に基づき作業を行うこととする。
  - (3) 残存木を損傷しないよう注意しなければならない。
  - (4) 伐倒、玉切り等の作業に使用するチェーンソーのチェーンオイルについては、環境に優しい植物性で生分解性のものを使用すること。
2. かかり木はそのまま放置することなく、地面に引き落としてからその後の作業を行わなければならない。
3. 所有者の許可なく整備により発生した伐採木（以下「伐採木」という。）を処分してはならない。
4. 整備により発生した伐採木は、小運搬及び集積できる程度の長さに玉切りを行う。搬出困難地においては、幹が地面に付く程度まで枝払いし、丸太を水平方向に並べ、転落、流出しないように集積又は固定し整理する。
5. 伐採木の搬出及び運搬の実施にあたっては、合法木材供給事業者認定団体による認定を受け、発電用木質バイオマスの認定に係る認定番号を取得のうえ、搬出範囲内の伐採木を参考別表1の受け入れ先へ運搬することとする。また、参考別表1の受け入れ先に対し、事前に納品書作成依頼書及び確認書（奈良県が作成する伐採及び伐採後の造林の届出書又は市町村が作成する伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書）を提出することとする。
6. 苗木の植栽を実施する際、苗木の成長を促す観点から、群状択伐地の周縁部付近への植栽は行わないこととする。
7. 常水のある谷における伐倒は、直近の雨季までの間に確実に搬出される場合でない限り、谷に接する部分から水平距離で概ね10メートルの範囲は対象区域としない。

やむを得ず伐倒を行う場合は、整備実施者の責任及び費用により、谷に接する部分から水平距離で概ね10メートルの範囲の外まで伐倒木を移動させることとする。ただし、高低差がある等の理由により、高水位時においても伐倒木が流出しないことが確実である場合はこの限りでない。



8. 整備を実施するにあたって、環境の保全に十分留意すること。
9. 作業区域外の林内立入は厳に慎むことはもちろん、作業区域内における火気については十分留意し、山火事等の発生責任を問われることのないよう努めること。
10. 作業員、他の山林労働者並びに現場付近立入者に対して、十分注意し、事故のないように努めること。
11. 作業に際しては、その区域について土地所有者の立会等により誤りのないようにする。
  12. 次の各号に要する費用は、整備実施者の負担とする。
    - (1) 作業に伴い既設の林内歩道の刈払い等を行う費用
    - (2) 林地、林木及び作業員等に対する危険防止費用
    - (3) 検査並びに監督に立会うための費用及び検査手直しに係る費用
    - (4) 常水のある谷から、水平距離で概ね10メートルの範囲において、整備実施者の判断により伐倒を行い、当該範囲の外まで伐倒木を引き上げる費用
  13. 契約区域外の立木等を損傷、誤伐した場合は、整備実施者の費用負担により自ら復旧又は弁済するものとする。この場合において、整備実施者は復旧に要した費用に関して委託者に異議を申し立てることはできない。
  14. 作業管理を行い、記録を保管し、検査時に提出しなければならない。
  15. 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育を行うとともに、労働安全衛生規則第477条から第485条の規定に基づく危険の防止措置を図らなければならない。また、事業の特殊性から作業が広範、単独となり、安全管理が困難であることから、毎日の始業時にも作業の安全について徹底するとともに、作業員同士の連絡についても考慮すること。
  16. 整備実施区域面積1ヘクタール当たり1地点（整備実施区域面積が1ヘクタールに満たない場合は、1箇所当たり1地点）標準的な場所を選定し、整備着手前及び整備完了後の状況（群状択伐、伐採木の集積、植栽、獣害対策、環境整備）を写真により記録し、提出しなければならない。
  17. 整備実施区域、群状択伐地及び搬出範囲を記した測量図を提出しなければならない。